令和７年度要介護認定調査に係る外国籍高齢者等への外国語通訳者派遣事業実施仕様書

１　目的

大阪市において要介護認定調査を実施するにあたり、日本語による意思疎通が困難な外国籍高齢者等に対し、本人が希望する場合、外国語通訳者を派遣することにより、本人の心身状況等を的確に調査に反映し、もって調査事業を円滑に行うことを目的とする。

２　対象者

大阪市に介護保険の要介護・要支援認定申請者をされた方で、日本語による意思疎通が困難な外国籍高齢者等

３　事業実施期間

令和７年４月１日（火曜日）～令和８年３月３１日（火曜日）

４　業務内容

業務手順は以下の（１）～（４）のとおり。

（１）福祉局介護保険課は業務委託先事業者（派遣機関という。以下同じ）に、「介添人派遣連絡票」を送付し、外国語通訳者の派遣を依頼する。

（２）派遣機関は、要介護認定調査実施機関の調査員が行う認定調査の日程調整に協力する。

（３）認定調査時には調査への同席を行い、本人の該当する外国語を通訳することにより、本人の心身状況等を的確に調査に反映させる。

（４）認定調査終了後、要介護認定訪問調査実施機関の調査員は、外国語通訳者が同席したことを「派遣事業利用報告書」により福祉局介護保険課へ報告する。

５　障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供を行わなければならない。

６　履行場所

本人の指定する調査先（自宅等）

７　業務委託料の支払等

（１）外国語の種類

指定しない。ただし、対象者は主に中国語または韓国語を話される方が多い。

（２）金額

１回１，５４０円（消費税込。交通費は支給しない。）

（３）件数

一つの派遣機関につき年間１～５件程度を想定している。

※ただし、本人希望によるものであるため、年間を通じて依頼がない場合がある。

（４）支払方法

福祉局介護保険課は、「派遣事業利用報告書」により外国語通訳者の同席を確認後、本市所定の様式で作成した請求書を送付する。福祉局介護保険課は、提出された請求書に基づき、業務委託料の支払いを行う。

８　その他

（１）　要介護認定訪問調査に係る外国籍高齢者への外国語通訳者派遣事業契約書第１６条第１項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①　委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

②　派遣業務

（２）　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で派遣機関を選定したときは、この限りではない。

（５）　受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

９　担当者

大阪市西成区出城２－５－２０

大阪市立社会福祉研修・情報センター３階

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課（認定グループ）

担当：林田

電話　０６－４３９２－１７２７

１０　付記

（１）受注者は本業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

（２）本契約の履行に際して、別紙「特記仕様書」を遵守すること。